

## ○大府市スポーツ協会指導者養成事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市スポーツ協会加盟団体（以下「団体」という。）において、指導方法の習得、知識向上、審判員の養成等を目的として実施する事業、及び公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の講習会の受講者に対して、大府市スポーツ協会（以下「当協会」という。）が予算の範囲内で交付する大府市スポーツ協会指導者養成事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は次のとおりとする。

- (1) 団体主催の指導者養成事業・審判講習会・新ルール講習会等開催
- (2) 当協会会員が公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の講習会を受講し認定された者。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定した事業の実施に必要な経費の内、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 指導者養成事業、審判講習会・新ルール講習会等開催は、別表1の額を限度とする。
- (2) 第2条第2号の講習会を受講し認定された者は、別表2の額を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする加盟団体の代表者（以下「代表者」という。）は、指導者養成事業補助金等交付申請書（第1号様式）を、当協会会長に提出しなければならない。また受講者は公認スポーツ指導者養成講習会受講補助金申請書（第6号様式）を、当協会会長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 会長は補助金等の交付申請を受理し、内容を審査の上、交付決定したときは、指導者養成事業補助金等交付決定通知書（第2号様式）により代表者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 代表者は補助対象事業の計画変更をする場合は、直ちに指導者養成事業補助金等計画変更届（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた代表者は、事業が終了した時から30日以内に、指導者養成事業補助金等実績報告書（第4号様式）及び指導者養成事業補助金等交付請求書（第5号様式）を、会長に提出しなければならない。

(補助金等の交付)

第9条 会長は、事業報告書等が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、代表者の請求により補助金等の交付をするものとする。

2 団体が補助金等の交付の目的を達成するため、会長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業等の完了等の前に補助金等の全額又は一部を前渡しすることができる。

(補助金の返還)

第10条 会長は補助金の交付を受けた代表者または受講者が、虚偽の申請等をしたときは、補助金交付の決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

(帳簿等の備付け)

第11条 代表者は、当該補助事業等に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整理保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。補助金等の使途は別表1に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めなき事項または疑義が生じた事項については、当協会で協議して決定するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

平成28年4月1日 改正

平成31年4月1日 改正

令和6年4月1日 改正

(別表1)

補助金の経費として認められるものは、(1)から(5)の計で150,000円を限度とする。

(1) 講師料(旅費を含む。)

【講師料:外部講師 50,000円以内、競技部内講師 3,000円以内】

(2) 会場借上料

(3) 通信運搬費

(4) 消耗品費(紙、テキスト代(教材費)等)

(5) その他必要経費

(別表2)

補助金の経費として認められるものは、(1)から(3)の計で22,000円を限度とする。ただし、スポーツ少年団指導者養成に関するものは、3,000円を限度とする。

(1) 受講料

(2) テキスト代(教材費)

(3) 登録料